

平成21年〇月〇日

法教育推進協議会

## 私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて（案）

### 第1 はじめに

法教育とは、法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいう。

当協議会は、平成17年5月の設置以来、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、法教育研究会の報告書（平成16年11月）の趣旨を踏まえつつ、学校教育における法教育の実践等に関する情報交換及び今後の在り方について検討を行ってきた。

平成19年5月に「法教育推進協議会の協議の状況について」を取りまとめたからは、いわゆる私法分野教育の在り方について集中的に検討すべく、私法分野教育検討部会を設置し、平成19年5月から平成21年3月まで、13回の部会を開催するなどして、検討を行ってきたところである。

この報告書は、当協議会の約2年間にわたる検討の成果として、今後の学校教育等における私法分野教育の充実の方向性と、私法分野教育に関する検討を通じて明らかになった法教育の更なる発展の在り方について、取りまとめるものである。

### 第2 学校教育における私法分野教育の意義

#### 1. 私法分野教育の必要性

- (1) 教育課程においては、従来、中学校社会科公民的分野、高等学校公民科などを中心に、憲法に関する教育が一定程度行われ、国家と国民との間の関係を規律するいわゆる公法分野の教育は一応の位置付けを得てきた。法教育研究会においては、こうした従来の憲法教育の蓄積を踏まえつつこれを一歩進めて、法の支配や民主主義・立憲主義という現代の民主政治の基本概念を、身近で具体的な例をもとに考えさせ、基本的人権の尊重と政治の仕組みを主な内容としている憲法の意義を理解させるという「憲法の意義」の教材が作成された。新学習指導要領に

においては、特に社会科を中心に、小・中・高を通じて、法の支配や民主主義等に関するいわゆる憲法教育の内容が充実されたところであり、高く評価できる。

- (2) これに対して、私人と私人との間の関係を規律するいわゆる私法については、家庭科において家族法分野が一応取り扱われてきたものの、財産法分野に関しては、消費者法制に関する教育等、私法の特別法に属する分野について、散発的な学習がされるにとどまり、私法の一般法である民法の基本原則を正面からとらえることや、こうした基本原則との関係で特別法分野の教育を再構成するという取組は、高等学校の専門学科を除いて必ずしも行われてこなかった。

しかしながら、私法は、市場経済の基本法であるとともに日常生活の規範であり、市民社会の基盤である。社会生活において最も身近な法は、民法を中心とする私法にほかならない。私人と私人との間の水平関係において、取引、組織、家族等の社会の基本的なルールを定める私法は、憲法と並ぶ重要性を有する。私法は個人の欲得の問題として軽視される傾向があるが、こうした誤解を根本から改めるためにも、私法についての学習を抜本的に充実させる必要がある。

そこで、法教育の発展のためには、学校教育において、私法分野教育を、民法の一般原則を適切に踏まえつつ、憲法教育と同様に発展させることが極めて重要である。近時、現在満 20 歳とされている民法の成年年齢の引き下げについての議論がされているが、その過程でも、学校教育における私法分野に関する法教育の充実の必要性が指摘されたところである。<sup>1</sup>

- (3) 法教育研究会においては、現行学習指導要領の記載を前提に、契約の自由と契約に伴う責任等の契約に関する基本的原則を理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの諸問題が、法の理念である自由や公正と深く関わっていることを認識させることを目指して、中学校第 3 学年向けに「私法と消費者保護」の教材が作成された。

今般の学習指導要領の改訂により、中学校社会科公民的分野の大項目「(1) 私たちと現代社会」の中項目「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」において、

---

<sup>1</sup> 法制審議会民法成年年齢部会「民法の成年年齢の引下げについての中間報告書」（平成 20 年 12 月 16 日）。<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/081216-1-2.pdf>。

「人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。」とされたのは、憲法だけでなく私法分野においても重要な意味を持つ個人の価値を確認した上で、私法分野の中核のひとつをなす契約や責任の重要性に着目し、私法分野教育の本質を踏まえたものと評価できる。また、高等学校学習指導要領において、公民科の「現代社会」の大項目「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」中項目「エ 現代の経済社会と経済活動の在り方」の「市場経済の機能と限界」の内容の取扱いについて、「経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること。」とされたのは、法教育研究会及び当協議会の問題意識に沿って、私法分野教育の発展への道を拓いたものと言える。

(4) しかしながら、私法分野教育の発達段階に応じた具体的内容については、必ずしも十分な検討が進んでいない。この報告書は、新学習指導要領の記載をも踏まえて、いくつかの参考教材例の作成を通じて明らかになったことを踏まえ、私法分野教育の在り方についての検討結果を取りまとめるものである。

## 2. 私法分野教育として取り扱うべき範囲

当協議会は、「法教育推進協議会の協議の状況について」において、私法分野教育の具体的内容として、契約法分野に関する教育を深化させる方向性と、その他の私法分野も併せて教える方向性があることを指摘した。

そして、当協議会は、その後の検討を通じ、契約法分野に関する教育が私法分野教育の中心であり、その内容を更に深化させる必要はあるものの、私法の意義についての理解を深めるためには、契約法分野に留まることなく、その他の私法分野についても取り扱うべきとの結論に達した。その具体的内容については、下記第3において述べるとおりである。

## 第3 学校教育における私法分野教育の内容

経済活動を支える私法分野の領域は非常に広大であるが、学校教育における私法分野教育の確立という観点から見ると、市民社会の基本ルールである民法の基本的な考え方やこれを支える価値を中心として構成することが必要である。この報告書では、①契約の分野、②財産・責任の分野、③家族の分野について、発達段階に応じた教育の在り方に配慮しつつ検討を行うこととする。

## 1. 契約の分野

法教育が社会生活において生きる力をはぐくむことを重視していることからすれば、人と人とのコミュニケーションそのものである契約についての学習は重要である。経済活動を支える私法についての理解を深めるという観点からも、契約の分野についての教育はますます重要性を増すものと考えられる。<sup>2</sup>

### (1) 2つのアプローチ

契約の分野についての教育は、2つのアプローチがあり得るところである。

第1は、契約自由の原則を理解するとともに、自由な意思に基づいて締結した契約は守られなければならないという契約に伴う責任を理解することを重視するというアプローチである。これは、契約や約束の意義そのものを理解することに重点を置く方法ということができ、より広く、共同体における約束事として定められるルールの意義とそれを守る責任について理解することにもつながるものである。

第2は、契約法の原則とその例外等を題材として契約の在り方や経済活動を考えることを重視するというアプローチである。これは、契約自由の原則を確認したうえで、契約・経済活動に関連する多くの制度は契約自由の原則に対する例外として用意されていることを理解し、なぜそのような例外的制度があるのかを考えることを通じて、契約や経済活動についての理解を深めることに重点を置く手法ということができる。

### (2) 具体的な展開

ア 法教育研究会の教材「私法と消費者保護」は、現行学習指導要領において契

---

<sup>2</sup> いわゆる消費者教育（特に契約・取引に関するもの）や金融教育は、契約の分野に関する学習を、消費者取引の観点や金融の観点から具現化したものと評価することができる。

約に関する学習が必ずしも正面から取り上げられていないことを前提に、中学校第3学年向けに上記の2つのアプローチを両方取り入れて展開したものであるが、新学習指導要領において「契約の重要性」が取り上げられたことを踏まえ、この教材が更に活用されることが望まれる。

そして、発達段階に応じた契約の分野についての法教育という観点からは、一般に、発達段階の低い段階では第1のアプローチを中心とし、発達段階が進むにつれて第2のアプローチに重点を移していくことが望ましい。

イ 特に、小学校段階では、第1のアプローチが重要である。新学習指導要領の道徳において、「約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。」(第1学年及び第2学年)などとされているが、当協議会においては、これを更に進めて、第5学年及び第6学年の特別活動という位置付けで、約束をすることと守ることについての教材例を法教育の視点から作成した(資料1)。子どもの発達段階に特に留意し、日常的に生じる貸借関係を題材に、契約の意義・重要性を分かりやすく理解させることに主眼を置いたものであるが、これを参考に、様々な実践が行われることが期待される。

ウ また、高等学校段階においては、第2のアプローチが重要である。新学習指導要領は、公民科の「現代社会」の内容(2)「現代社会と人間としての在り方生き方」エ「現代の経済社会と経済活動の在り方」の「市場経済の機能と限界」の内容の取扱いについて、「経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること。」とし、第2のアプローチに沿った学習内容としている。

高等学校においては、第2のアプローチから、様々な学習の展開が期待される。例えば、新学習指導要領の公民科では、「現代社会」において「雇用、労働問題」が、「政治・経済」において「雇用と労働を巡る問題」がそれぞれ取り上げられている。雇用と労働問題は、雇用に関する契約自由の原則と労働関係特有の労働者保護の要請とのバランスをいかに取るかという問題にほかならない。現代社会においてどのような問題が発生し、法がそれをいかなる方法で是正しようとしているかを理解するのに、第2のアプローチからの学習は非常に有効であると考えられる。

そこで、当協議会においては、私法に関する基本的な考え方を踏まえ、雇用・労働問題についての教材例を法教育の観点から作成した（資料2）。雇用契約の締結を実際に行った上でこの問題を取り扱うことで、より身近な問題として理解するとともに、労働契約関係に内在する当事者間の立場の差を実感として理解することにより、様々な労働者保護法制の意義を正確に捉え、現代社会に生起する労働問題とその対策について、より深い理解を得ることを意図したものである。この教材例においては、第3時で消費者保護や借地借家関係についても取り上げられているが、これらの法律関係を中心に授業を再構成することも考えられよう。この教材例を参考に、様々な実践が行われることが期待される。

エ また、中学校の新学習指導要領社会科公民的分野において、契約の重要性についての学習が充実されたことは、第1のアプローチを敷衍して契約を取り扱うものと考えられる。

すなわち、前述のとおり、同要領においては、大項目「(1) 私たちと現代社会」中項目「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」において、「人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義を考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。」とされた。ここでは、「契約」は、「対立する2当事者の意思の合致」という意味では必ずしもなく、社会的合意としての物事の決定の仕方やきまりという意味を含むものとして用いられていると考えられる。

この新学習指導要領の記載は、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、「個人の尊厳と両性の本質的平等」という憲法的価値・一般的価値と並列する形で、「契約の重要性やそれを守ることの意義および個人の責任」という私的自治の原則を中心とした私法的価値・具体的価値を掲げている。これは、市民社会を支える基本法である私法の意義を正面から学習する契機を与えるものであり、法教育の視点から、新学習指導要領の記載についての実践の在り

方を示すことが必要と考えられた。

そこで、当協議会においては、この部分の学習を法教育の観点からどのように進めるべきかを検討し、教材例を作成した（資料3）。社会生活は上記の意味での契約とその遵守に支えられていることについての学習に焦点を当て、公民的分野の学習の導入として、「私たちと経済」、「私たちと政治」、「私たちと国際社会の諸課題」の学習とのつながりを意識しつつ、身近な事例を通じて法を支える価値・考え方を身に付けられる内容としたところである。これを参考に、様々な実践が行われることが期待される。

オ 当協議会の検討を踏まえ、契約の分野についての法教育がさらに多様化し、深化していくことが望まれる。

## 2. 財産・責任の分野

### (1) 2つのアプローチ

民法学においては、財産法は大きく物権と債権とに分けられ、それぞれについて研究が深められているが、学校教育における私法分野教育においては、こうした民法学上の分類に従う必要は必ずしもないと考えられる。契約の分野についての法教育に加えて、物の所有や不法行為などに関する分野を「財産・責任の分野」と総称し、これについての法教育の在り方を検討することとする。

財産・責任の分野についての法教育を充実させるに当たっては、いわゆる近代私法の三大原則のうち、「契約自由の原則」以外のもの、すなわち「所有権絶対の原則」及び「過失責任の原則」を、それぞれどのように取り扱うべきかを明らかにしておく必要がある。ここでも、2つのアプローチが考えられる。第1のアプローチは、これらの原則そのものに関する理解を深めることを重視するものであり、第2のアプローチは、これらの原則とともに原則に対する例外の意義を理解することを重視するものである。

### (2) 第1のアプローチについて

所有権絶対の原則は、所有権が物に対する全面的な支配権であり、国家権力を含む他者から制限を受けることがないという私有財産制の根本原則であって、契約自由の原則（私的自治）とともに、資本主義社会の基盤となるものである。こ

の原則は、直接的には物に対する支配権の保障についてのものであるが、それに限られるものではなく、生命・身体を含む自己の人格権の保障を根本とするものと考えられる。また、過失責任の原則は、自己の行為が他人に損害を生じさせた場合であっても、故意又は過失がない限り賠償の責任を負うことはないという原則であり、自由な経済活動を担保するものである。

法の基礎となっている価値を理解するという法教育の観点からは、これらの原則の内容についての知識を得るにとどまらず、その基礎となる考え方を身に付けることも重要である。所有権絶対の原則及び過失責任の原則からは、①社会生活を営む上で、他者の生命、身体、財産といった利益は、自己のそれと同様に重要であり、尊重されなければならないこと、②他者を非難する際には、自己がその立場にあったとしても非難を甘受すべき落ち度があったといえるかが熟慮されなければならないこと、といったものの見方・考え方が導かれよう。

こうしたものの見方・考え方は、市民社会を生きる人間が当然に身に付けているべきものであり、学校教育・家庭教育を通じ、身近なトラブルや報道等に表れる事件・事故を題材として、幼児期から折に触れて子どもたちに伝える必要がある。

また、これらの原則は、特に資本主義経済と密接に関連していることから、これらの原則自体についての学習については、経済教育との関係に留意する必要がある。前記のとおり、高等学校の新学習指導要領において、「市場経済の機能と限界」の内容の取扱いとして「経済社会を支える私法の基本的な考え方について触れること。」とされた。これによって、市場経済との関係において、契約法分野における契約自由の原則のみならず、所有権絶対の原則及び過失責任の原則についても学習すべきことが明確になったと考えられる。

### (3) 第2のアプローチについて

所有権絶対の原則の例外に関する学習は、これまで必ずしも意識して行われてこなかったと推測されるが、新学習指導要領に位置付けられた学習内容の中には、所有権絶対の原則との関係を踏まえて学習することが適当と考えられるものがある。

例えば、小学校・中学校の家庭科において取り扱われる環境に配慮した消費生活の在り方に関する学習は、所有権絶対の原則（電気製品等、自己が所有している物についての使用、収益及び処分は、他者の干渉なく自由に行うことができる）と環境維持の必要性との抵触関係を踏まえて、環境に配慮した生活のためのルールを設けるべきか、マナーとして環境に配慮した生活をするだけで足りるのか等の観点からの学習を行うことでより理解が進むということができる。

また、中学校社会科公民的分野、高等学校公民科の現代社会及び政治・経済において取り扱うこととされている租税の意義等についての学習も、租税に関する法自体はいわゆる公法に属するものであるが、公共サービスの費用調達や所得の再分配等の公共の福祉と所有権絶対の原則との権衡を図るという観点を踏まえて行うことでより理解が進むものと考えられる。<sup>3</sup>

さらに、高等学校学習指導要領における家庭科の「家庭基礎・家庭総合」においては、住居・住生活についての学習が取り扱われているが、これに関連して、不動産の所有者と賃借人との関係の在り方（所有権の優位と賃借人の保護）について学習することで、実社会における住居を巡る財産の分野と契約の分野にまたがる法律関係の適切な理解を得ることができると言える。

その他、所有権絶対の原則及び過失責任の原則の両方に関連して、高等学校の情報科の「第1 社会と情報」の「2 内容」 「(3) 情報社会の課題と情報モラル」 「ウ 情報社会における法と個人の責任」において、知的財産の保護の意義とその侵害の問題や、情報社会における表現の自由と名誉・プライバシーの保護の在り方について探究することが考えられる。

- (4) 以上に見てきたとおり、財産・責任の分野に関する法教育は、相当の広がりを持つものであり、今後の実践研究が期待される。

### 3. 家族の分野

いわゆる家族法は、財産法と並ぶ私法の重要分野であり、かつ、最も身近な法分野のひとつである。私法分野教育において、家族の分野についての教育を行うこと

---

<sup>3</sup> 租税に関する学習は、民主主義社会における国民の財産から徴収された金銭の意義とその使途の在り方という観点から行われる場合、憲法教育の一環として位置付けることができると考えられる。

は重要である。

家族に関する学習は、家庭科において取り扱われてきた。しかし、家族法の視点は、必ずしも十分に意識されてこなかったと思われる。

家族法の意義は、家族の在り方が個人と社会秩序の在り方の根幹をなしていることから、その社会の実情に即した家族制度を実現し、もって個人の尊厳と安定した社会秩序を支えることにある。したがって、家族の分野についての法教育を充実させるに当たっては、家族そのものに関する学習とともに、市場や国家を含む社会全体の在り方の中での家族の在り方という観点にも配慮する必要がある。

家族の分野についての発達段階に応じた法教育という観点からは、以下のように考えられる。

まず、家族法に関する学習を行う前に、家族法に対する適切な態度を身に付けるという意味でも、家族とその大切さを思う素直な心をはぐくんでおくことが重要である。小学校段階では、児童が家族に守られていることに気付き、家庭生活と家族の意義について理解すること、すなわち、家族そのものに関する学習が中心となる。

これに対して、中学校段階に入ると、自我についての意識が高まるため、家族内における個人の尊厳や平等について考察することが期待される。また、未成年者は保護者の同意がなければ有効な契約を締結することができない（行為無能力）ことなど、未成年者は法の下で家族に守られて成長する過程にあることを理解し、家族の機能と自己の在り方を考えることも期待される。

さらに、高等学校段階では、保護者の庇護を離れ、自ら家族を作っていくべき存在として、夫婦や親子、生殖の在り方などの具体的な社会的課題を関連する家族法制度を通じて考察し、家族法の役割を実感として理解することが望まれる。

#### 第4 私法分野教育の検討に関連して得られた成果

##### 1. 紛争解決の分野についての法教育

###### (1) 紛争解決の分野についての法教育の検討

人間は社会的存在であって、他者との交わりなしに生きていくことはできず、したがって他者との摩擦や紛争とその解決への努力は人間存在にとって本質的に避

けられないものである。そして、学校生活においても、他者との摩擦や紛争は日常的に経験される場所であり、紛争解決に関する法である民事手続法の意義についての知識・理解を深めることは重要である。紛争解決の分野に関する教育を通じて、子どもたちがより豊かな人間関係を構築する能力を身に付け、さらには、実社会においてトラブルに巻き込まれた際にも、適切な態度・行動をとることができるようになるものと考えられる。

契約法をはじめとする私法分野は、こうした摩擦・紛争を予防するとともに解決の基準としての機能を有し、紛争解決手続に関する法分野と密接に関連している。そこで、当協議会においては、私法分野教育の充実についての検討と併せて、紛争解決の分野についての法教育の充実に向けての検討を行った。

## (2) 紛争解決の分野についての法教育の目指すもの

紛争解決の分野についての法教育においては、①紛争を解決する方法として、当事者間の交渉、第三者を交えた調停、仲裁、裁判といった手続があることも踏まえつつ、身の回りの紛争を適切に解決する能力の涵養、②紛争の解決は、当事者の心理的負担を減少させるとともに、共同体全体の利益にも資することや、紛争の解決過程の中で共同体全体としての根本的な問題が発見されるなど、公共の利益を維持し、増大させる契機となり得ることについての理解、③実社会において紛争に巻き込まれたときには、その解決のために相談したり助力を求めたりすることができる職種・機関があることについての理解などを深めることが期待される。

## (3) 具体的展開

ア ①については、人間関係における摩擦・衝突を、当事者や仲介人として適切に解決していく学習と実践活動が特に重要である。

新学習指導要領においては、小・中・高を通じ、学級や学校における生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の形成に関する学習が特別活動で行われることとされている。また、道徳教育においても、主として他の人とのかかわりに関することについて、自分と異なる意見や立場を相互に尊重しあう態度を身に付けることが重視されている。

摩擦・衝突が起こった際の当事者の取るべき態度・行動（相手方への配慮を忘れず、根拠に基づいて主張・議論をすること等）や第三者として介入する心構え（公平な立場から双方の主張をよく聞き、争点を整理して解決に導くこと等）などを取り扱う学習の充実は、特別活動や道徳において新たな視座を提供するものと考えられる。

イ ②については、民事司法制度の意義に深く関係するものであり、基本的に公民教育と親和性が高い。特に、国の政治における司法での紛争解決に関する学習については、高等学校公民科の「現代社会」の内容(2)ウにおいて司法制度の在り方を取り扱うにあたって、過去の重要判例が果たした役割なども参照しながら理解を深めることが考えられる。そして、その際に重要になるのは、生徒たちが、個人と個人との間の問題を解決していくこと自体が学級や学校などの共同体全体としての利益につながっていることに気付いたり、個人同士の問題の解決の過程で学級や学校などの共同体全体として解決すべき問題を発見し、これを解決する取組を行ったりした経験を、民事司法制度の意義と結びつけて理解することである。

したがって、②の学習を行うにあたっては、公民を基本としつつ、特別活動との関連に配慮することが重要である。

ウ ③については、弁護士、司法書士などの紛争解決に直接かかわる法律実務家の存在、裁判所における民事裁判・民事調停手続や、かいけつサポート（法務大臣の認証を受けた紛争解決業務）を行う民間事業者をはじめとした各種ADR機関における裁判外紛争解決手続の存在を知るとともに、実際に紛争・法的トラブルに巻き込まれた場合には、日本司法支援センター（法テラス）が、適切な機関を紹介する情報提供業務を行っていることを知り、これらを現実に利用する契機を得ることが重要である。

これらの機関・職種についての知識は、実社会に出て行くことが生徒にとって現実の問題として感じられる時期に得ることが適当であるから、紛争解決分野に関する③の法教育は、中学校や高等学校の最終学年において取り扱われることが望ましい。

エ さらに、民事手続法分野教育に関連して、民事模擬裁判・模擬調停による法教育授業の展開が望まれる。

現在、当協議会が作成した裁判員制度を題材とした教育教材を用いた授業や、日本弁護士連合会の高校生模擬裁判選手権など、裁判員制度を念頭に置いた刑事模擬裁判が各地で開催され、多大な成果を挙げている。そして、模擬裁判学習の結果、司法制度についての理解が深まるだけでなく、模擬裁判を通じて、「話す」「聞く」といった言語能力、チーム内の意見をまとめていくためのリーダーシップやコミュニケーションの能力、瞬時の判断力等が研ぎ澄まされる等の効果が報告されている。

これに対して、民事模擬裁判や模擬調停による法教育授業は、刑事模擬裁判と同様の効果が見込めるだけでなく、交渉・調停・和解を実際に体験することを通じて、対立と合意の在り方等に関するコミュニケーション能力についての更なる学習効果を望むことができる。

民事手続に關与する法律家のリーダーシップのもと、様々な工夫を凝らした新たな取組が期待される。

## 2. 歴史教育と法教育

従来、歴史教育において、法の歴史についての学習が十分に行われてきたとは言い難い。しかし、立憲民主主義の確立の歴史的意義と日本国憲法、近代私法の三大原則の確立の歴史的意義とその後の私法の発展、罪刑法定主義の確立の歴史的意義と刑事司法などが、歴史教育において適切に取り扱われることによって、現代において所与のものとされがちな法や権利の意義・重要性が、実感として理解できるようになるものと考えられる。また、我が国の法制が、古くは中国法を中心とする東洋法の、近代以降はフランス法、ドイツ法、英米法等の西洋法の影響を強く受けて発展してきた経緯は、世界の中での我が国の在りようを学習する格好の題材となるものであり、日本史及び世界史についての理解をより深めることができよう。

そこで、当協議会においては、私法分野教育に関する検討の中で、労働を巡る法の歴史という観点から、教材例を作成した(資料4)。契約自由の原則の確立と、雇用主・労働者間の立場の差異を修正するための法制度の発展の歴史を、高等学校世界史にお

いて取り扱うという観点から取りまとめたものであり、これを参考に様々な実践が行われることが期待される。

高等学校の新学習指導要領案では、日本史、世界史いずれにおいても、世界・地球社会の中での日本について、多角的な観点から様々な資料を用いて探究することとされており、法の観点から歴史について学習することは、重要な視点を提供するものと考えられる。今後は、法制史家等の法律学者のリーダーシップのもと、歴史教育における法教育の充実が望まれる。

## 第5 生涯学習としての私法分野教育

私法は、日常的な取引や家族関係から、最先端の企業活動まで、社会活動の全般を規律するものであり、成年者が私法分野についての正確な知識・理解を身に付けることは極めて重要である。しかも、悪徳商法被害をはじめとする消費者被害が跡を絶たないなど、私人と私人との間のトラブルの予防・解決に関する法についての啓発活動の必要性は高い。生涯学習としての私法分野教育を推進することは、喫緊の課題といえよう。

生涯学習としての私法分野教育については、消費者被害に遭った場合に相談すべき法テラス等の窓口の周知など、日常生活において生じる様々な法的問題に関する取組を進めることが必要であるが、それだけにとどまらず、成年者として理解しておくべき重要情報をハンドブックとしてまとめておき、必要に応じて参照できるようにしておくことも検討に値する。例えば、イギリスでは、シティズンシップ教育に関連して、若者向けに、生活上重要な法情報を網羅するハンドブックが出版されるなどしている。韓国においても、法教育の一環として、成年向けの法に関するガイドブックが出版されている。こうした諸外国の取組を参考にしつつ、我が国においても、官・民を問わず、様々な工夫をすることが望まれる。

## 第6 法教育の担い手の基盤強化

私法分野教育を強化するためには、その担い手を確保し、適切な教育を行うことができるようにしなければならない。しかし、上記のとおり、学校教育・生涯学習におけるこれまでの私法分野教育が十分なものではなかったこともあり、学校の教職員等にどのように教えればよいか分からないという不安を抱かせるおそれがある。これは、

特に学校の教職員の負担感を生み、法教育の実践を阻害しかねない根本的な問題である。

法教育に関してこうした問題を乗り越えていくためには、まず、先行する様々な法教育実践事例についての情報を共有し、多くの教職員が自ら法教育に取り組める環境を整備することが重要である。

また、法教育においては、これまでも、裁判所、検察庁、弁護士会、司法書士会といった身近な法律専門家の協力のもと、教職員等をバックアップする全国的な態勢が整えられてきた。こうした取組を一層充実させつつ、とりわけ私法分野教育に関しては、弁護士・司法書士のみならず、法務局や法テラスといった身近で全国的な組織を持つ機関が積極的に関与することが期待される。

このように、法に関する専門知識を持つ者が、学校教育や市民講座等の生涯学習の場で教育活動に従事し、その実践事例に関する情報を共有することで、教育現場の負担感を軽減することができるとともに、私法分野教育を含む法教育全般を総合的に推進する原動力となるものと思われる。

## 第7 まとめ

以上のように、当協議会においては、私法分野教育の在り方等について検討を進めてきたが、私法の意義・重要性にかかわらず、私法分野教育はいまだ未発達の部分が多いことを改めて確認した。

しかしながら、私法分野教育を担う法律専門家の人的基盤は、法曹三者、法務局、法テラス、司法書士、法律学者等、徐々に整備が進んでいる。これらの専門家が、教育関係者と協力して、この報告書を踏まえつつ、私法分野教育の実践に取り組むことによって、その内容も進化を遂げていくことが期待される。

当協議会においては、今後も、教育関係者と法律専門家とを強く結びつけるフォーラムとして、私法分野教育を含む法教育全般に関する情報交換及び検討等に努めていくこととしたい。